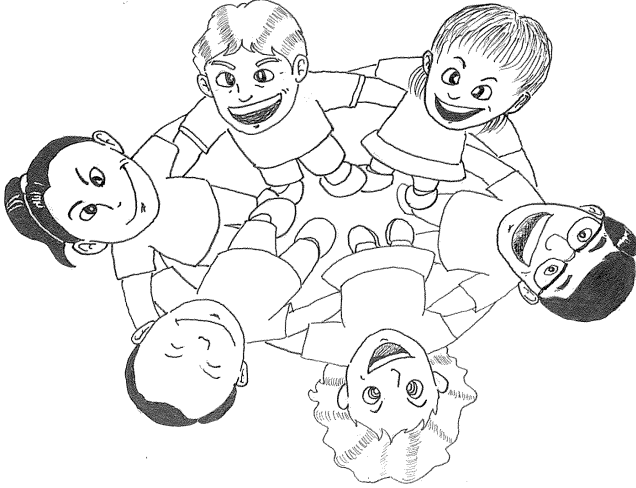


岡崎市多文化共生推進基本指針

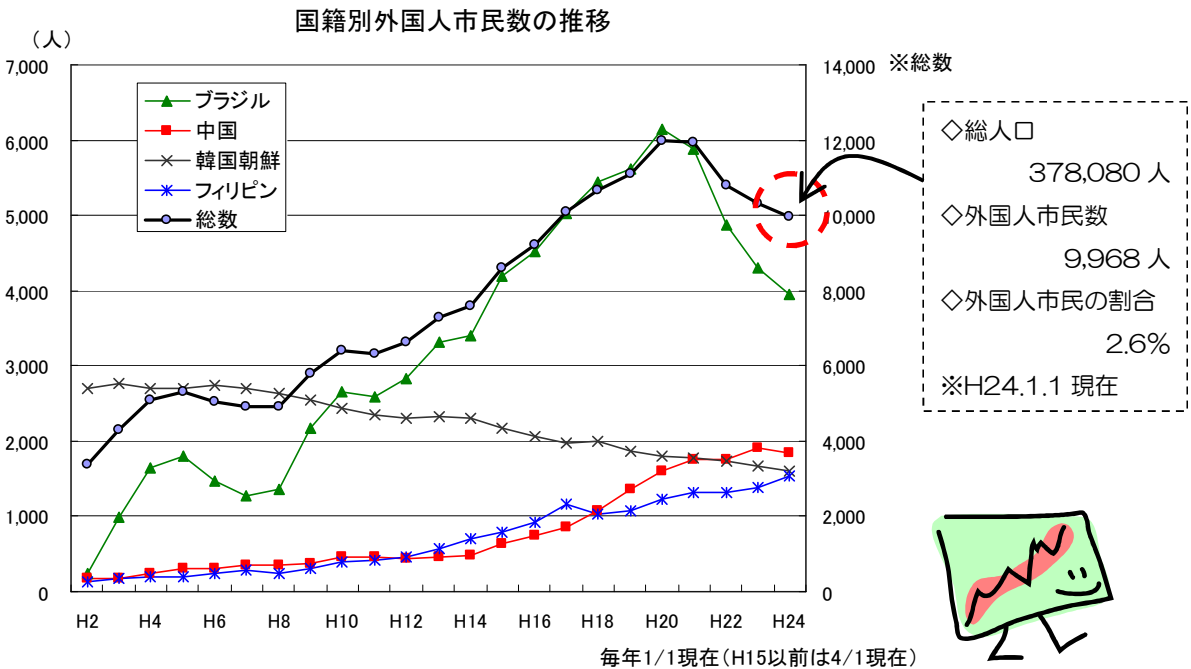
平成25年度～平成32年度



指針策定の趣旨

平成2年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、日系人は日本での就労が可能となり、ブラジルを中心に多くの南米出身者がデカセギに来日するようになりました。岡崎市の外国人市民もブラジル人を中心に急増し、言葉や文化の違いから様々な問題が生じるようになったため、市として多文化共生に関する施策に取り組んできました。

入管法の改正から20年以上が経過した現在、外国人市民数は減少に転じましたが、日本での生活が長期化し、社会と様々なかかわりを持ちながら生活を送る人が増えています。この指針は、変化する外国人市民の現状に対応しながら、岡崎市における多文化共生をより計画的に推進するために策定しました。



外国人市民の現状

○岡崎市で生活する外国人市民は、

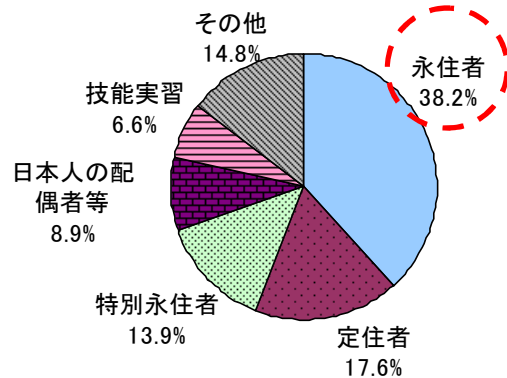
<国籍別の人数>

順位	国籍	人数(人)	割合(%)
1	ブラジル	3,951	39.6%
2	中国	1,837	18.4%
3	韓国・朝鮮	1,591	16.0%
4	フィリピン	1,529	15.3%
5	ベトナム	242	2.4%
6	ペルー	161	1.6%
7	ネパール	104	1.0%
	その他	553	5.5%
	計	9,968	—

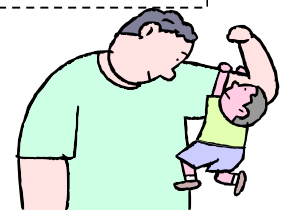
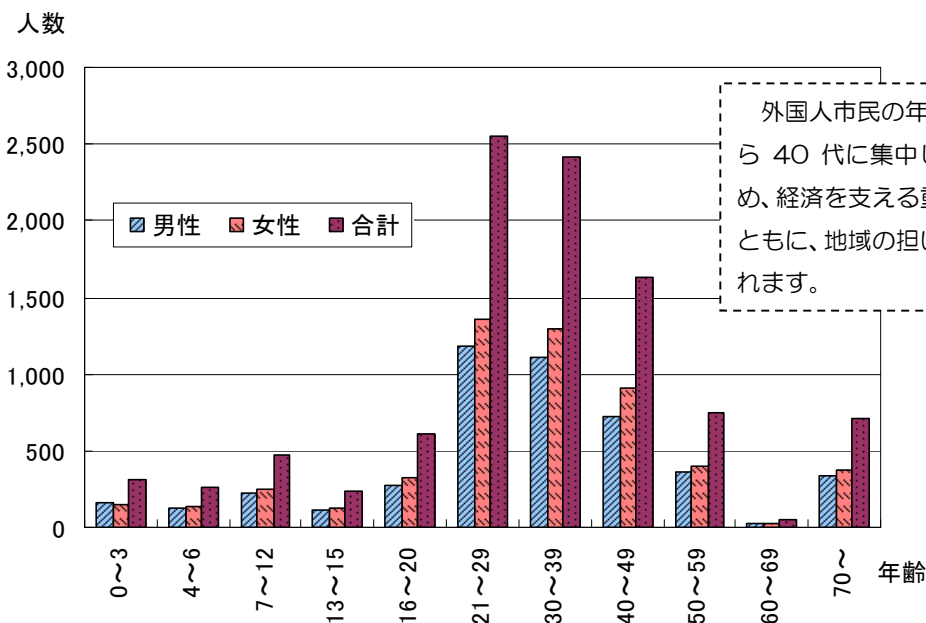
上位4カ国で全体の9割近くを占めています。

<在留資格別の内訳>

永住者が最も多く、近年、その割合が増えています。ブラジル、中国、フィリピンの3ヶ国では、平成20年から割合が大幅に増加して、特にブラジル人については平成20年と24年を比較すると30.9%から59.1%に増加しています。
※永住者には、原則として在留活動や在留期間に制限はありません。



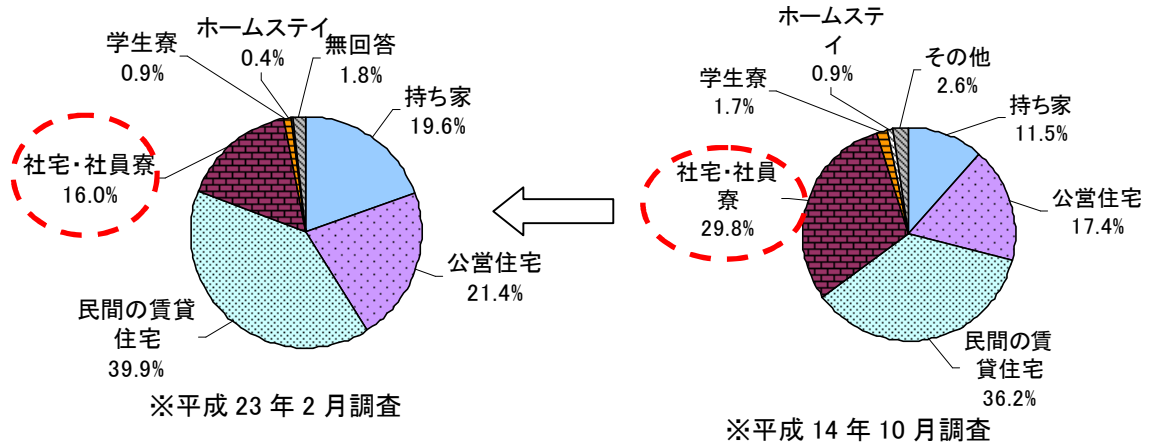
<年代別の人数>



※各数値は平成24年1月1日現在のものです。

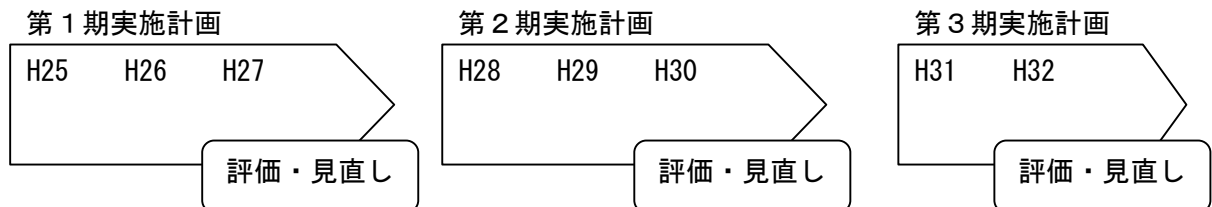
＜住居の種類＞

社宅や社員寮に住む人が減少し、持ち家・公営住宅・民間の賃貸住宅に住む人が増加しています。そのため、地域コミュニティのルールを守り、近隣の日本人市民と良好な関係を築くことが求められています。



指針の計画期間と実施計画

- 計画期間は、平成 25 年度から 32 年度まで（8 年間）。
- 指針に定める「施策の方向」に則して、具体的な施策を実施計画として 3 年ごとに策定します。実施計画の最終年度には、実施計画を評価するとともに、必要に応じて指針を見直します。



基本理念

永住者の割合が増えるなど定住化が進み、外国人市民がより身近な存在となりつつあります。日本人市民と外国人市民がお互いに地域社会を支える主体であるという認識のもと、岡崎市の目指す将来像を次のとおり基本理念として定めます。

「互いの文化を認め合い、誰もが地域の一員として、
ともに支えあう共生のまち 岡崎」

基本目標と施策の方向

基本理念の実現を目指して4つの基本目標を設定し、基本目標を達成するための施策の方向を定めます。

基本目標Ⅰ 多文化共生の地域づくり

地域における多文化共生を推進するためには、地域住民の意識が重要となります。定住化が進行し、外国人市民がより身近な存在になったことは、共生を進めやすい環境と考えることができます。

- ①多文化共生の意識づくり
- ②地域における交流の促進

基本目標Ⅱ 自立を促進する支援

外国人市民が地域コミュニティ内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送るためには、外国人市民が日本で生活を送るための力を高める必要があります。

- ①日本語学習の支援
- ②日本の生活ルール等への理解促進
- ③相談業務の拡充
- ④外国人コミュニティの育成
- ⑤ボランティア団体との連携

基本目標Ⅲ 生活にかかわる支援

外国人市民も安心して生活できているためには、行政や医療など基本的なサービスを日本語能力が十分でない人でも平等に受けられる環境が必要です。

- ①多言語情報の提供
- ②医療・保健・福祉の支援
- ③子どもの教育支援
- ④労働に関する支援
- ⑤住居に関する支援
- ⑥防災に関する支援

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

市役所内の関係課が同じ目的意識を持って施策に取り組むとともに、国・県などの関係機関や外国人雇用企業など、市役所外の組織がそれぞれの目的や意義を認識し、市と良好な信頼関係に基づく連携を進めます。

- ①庁内組織の整備
- ②関係機関等との連携
- ③ボランティア団体の支援